

若林・三軒茶屋地区
見守り・防犯パトロールマニュアル



令和6年7月作成

1. 見守り活動の目的

- (1) 高齢者、障害者、子どもたちを参加者が散歩等をしながら「ながら見守り・防犯活動」をすることで、住民同士がつながる
- (2) 犯罪や消費者被害、落書き等を未然に防止する抑止力

2. 活動内容

(1) 個人の参加者

●できる範囲で！

無理をせず、皆さんのできる範囲（時間・場所）で、グッズを身に付けて、見守り・防犯活動をしましょう。

例：散歩をしながら、ワンちゃんと散歩をしながら、ジョギングをしながら、買い物の道中で、通勤の途中で

●あいさつや声かけを！

「おはようございます」や「こんにちは」、「こんばんは」といった、挨拶だけでも十分です。

地域の皆さんが声をかけ合うことにより、地域の連帯感が醸成され、防犯活動になります。

※皆さんの安全確保のため、不審者には声をかけないでください。

(2) 事業者の方

- 訪問や送迎の際に使用する自動車等に、パトロールグッズの掲示、見守りをお願いします。

(3) 犯罪等の抑止力

- 住民の皆さんが、自ら街の安全を見守っていることをアピールすることで、犯罪者の側から見れば、その街で通行人とすれ違うだけでも、自分が「見られているのではないか。通報されてしまうのではないか。」との危機感を抱かせ、犯罪者が寄りつきにくくなるため抑止力となります。

3. 参加するにあたっての心構え

- (1) 気楽に肩ひじ張らずに、日常生活の一部として活動しましょう。
- (2) 気長に続けていれば、知らず知らずのうちに安全で安心な地域が醸成されます。
- (3) 事故や怪我には十分に気を付けて、安全に活動しましょう。

4. 参加条件

若林 1 丁目～5 丁目、三軒茶屋 1 丁目～2 丁目が日常の活動範囲に含まれる方
申込時点で 18 歳以上の方

5. 参加を希望される方、退会を希望される方について

- (1) 参加を希望する方は、参加申込書を、若林まちづくりセンターにご提出ください。

(土曜日は、若林あんしんすこやかセンターにご提出ください。)

その際、参加希望者の本人確認資料を提示いただきます。

本人確認資料：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証/資格
確認書、介護保険証、年金手帳、障害者手帳
(お持ちでない方は、別途、ご相談ください。)

(2) 退会を希望する方は、パトロールグッズ一式を、若林まちづくりセンターへご返却
ください。

6. 活動中の安全の確保

- (1) 不審者(車)や犯罪、交通事故等を発見した場合、絶対に実力行使はせず、警察に
通報してください。
- (2) 交通事故や負傷事故等に遭わないように、交通ルールを守るほか周囲の状況に十分
に注意して活動してください。
- (3) 夜間に活動される場合は、懐中電灯などの照明器具や反射板などを使用してくださ
い。

7. 活動の連絡方法(研修会やイベントの案内、防犯情報など)

基本的には、申込時に登録いただいたメールにてお伝えします。

事務局メールアドレス：SEK01008@km1.city.setagaya.tokyo.jp

※ [@km1.city.setagaya.tokyo.jp] のドメインからメールを受信できるよう、迷惑
メール設定などのご確認をお願いします。

8. 防犯ボランティア保険について

年に2回(2月と6月頃)、警察の保険に加入する機会があり登録させていただきます。
(無料)

その際に、氏名、年齢、性別を警察署に提供いたしますのでご了承ください。

申込期限があるため、保険適用にならないが期間ありますので、お気を付けください。

(2月加入の場合は4月1日から、6月加入の場合は8月1日から保険適用)

また、保険金の支払いは、保険会社の判断となるため、保険が適用にならない場合が
ありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

世田谷区世田谷総合支所地域振興課 若林まちづくりセンター

〒154-0023 世田谷区若林1-34-2

電話：03-3413-1341 FAX：03-5486-7666

※若林あんしんすこやかセンターも同住所になります。

【四者連携事業】

パトロール隊の事務局は、若林まちづくりセンター、若林あんしんすこやかセンター、
社会福祉協議会若林地区事務局、若林児童館の四者となります。

『気づき』が『気になる』に変わったら、相談窓口にお知らせください！
こんな時は・・・

●困っていそうな高齢者について、相談窓口につなぎたい。

- ・ベンチに一人で長時間座っている。
- ・同じ道をぐるぐる歩いている。
- ・郵便受けに郵便物や新聞が溜まっている。
- ・季節に見合わない衣類を着ている など



【介護や健康など高齢者の相談窓口】

若林あんしんすこやかセンター
(地域包括支援センター)
電話：５４３１－３５２７
FAX：５４３１－３５２８

●困っていそうな障害のある方がいて、相談窓口につなぎたい。



【障害のある方の総合的な相談窓口】

地域障害者相談支援センター
「ぼーとせたがや」
電話：６８０４－０４０５
FAX：６３８３－２１５６

●家から子どもの泣き声や叫び声がよくする。

子どもを叱る大声がよくするなど、虐待が疑われる場合に連絡・相談したい。



【児童虐待の通告・相談窓口】

世田谷区児童虐待通告ダイヤル
(２４時間・３６５日)
電話：０１２０－５２－８３４３

●不審な人物(業者)が、高齢者宅に何度も出入りしている。

不審な車両が長時間、駐車している。



【けっして、声掛けや尾行はせずに】

警察(１１０番)に連絡

●その他

地域のボランティア活動に参加してみたい。



社会福祉協議会若林地区事務局

電話：０７０－３９４６－９７８６
FAX：６７３３－７９１６

●その他

０歳から１８歳までの子どもが気軽に遊びに行ける場所を知りたい。
乳幼児親子でお友達が欲しい。



若林児童館

電話：３４１２－６４１３
FAX：３４１３－５４０６